

広島県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年五月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
東広島市福富町久芳字大造田二三八六番一地从先から 東広島市福富町久芳字金口一四九八番一地从先まで			三七・〇〇 五一・五〇	一七三・五〇	拡幅 一般国道四八 六号と重複
			四〇・〇〇 五三・〇〇	一七三・五〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
東広島市福富町久芳字金口一四九七番七地先から 東広島市福富町久芳字大造田二四〇七番一地从先まで			三七・〇〇 五一・五〇	一七三・五〇	
			四〇・〇〇 五三・〇〇	一七三・五〇	拡幅 一般国道三七 五号と重複